

可准池沼云云、依此地可被用之旨、治定畢、但東西之事被聞食御占、西方最可爲吉之由、面々申之、信賢一人、不同申之、東西共不吉也云云、

〔まりうごと〕祐天大僧正小山田與清を呵す

先年墓相の説を主張して、支那の陰陽五行家の書より抄録して、門人どもに墓相小言を作らせ、また束脩已上の門人には、別に口訣をさづくるよし、口訣もさだめて圍墓書などの説を書きぬきにして、人に示すならんが、唐土の墓相家説に、まかゞの相の墓は、子孫かならず公卿を出だし封侯を出だすなど、あれども、吾朝の人にそのまゝ示す事は、禁を犯すにちかしといふべし、それは太平二百餘年の今、公卿は公卿の分、封侯二千石は封侯二千石の分あることにて、おのが子孫をして、公卿封侯たらしめんとおもふは、士庶の分をまらざる亂賊の人なる故、たとへいかなる美相ありとも、大聲にはいはれぬことなり、その方も官途の事をまらざる者ならねば、かの口傳の巻物にも、さだめし明々地には書かざるならん、然れども住居より北の方の墓がよしなど、小言にいひしはいかなることぞ、わが本山などは、芝から品川あたりの者ならでは、北方にあたらす、されども格別南西の且方のあしきといふ説を聞きたることもなし、これらはなはだ禁忌に拘はることなるをまらずや、まかるにその方が説にまどはされて、改葬せしもの少からず、大きに難澀したるものもありしよし、これらはなはだ天下の害なり、當時寺院おほく、且方おほきによりて、金一升の土地墓相のよき様に、好みだてをすることは、列侯貴人が、田舎ならでは出来ぬことにて、たとひその方が口訣を得ても、わづかに田樂石の一本も立つるばかりの庶人は、改葬せんにも地面はせまし、さりとして打すておく時に、家に不祥のことあるか、病人夭折、火災盗難あるときは、さればこそ墓相のよからぬ故なれと氣にかけて、彌々衰亡するもおほし、全體ちかごろは、堪輿家相の説はやりて、勝手のわるき所へ窓をあけたり、戸をふさぎたり、不勝手に